

伊方原発 3 号機の運転差し止め認めず 広島地裁仮処分決定

毎日新聞 2021/11/4 14:04 (最終更新 11/4 19:07)



伊方原発 3 号機の運転差し止めを認めない決定が出され、垂れ幕を掲げる原告団＝広島市中区で 2021 年 11 月 4 日午後 2 時 3 分、猪飼健史撮影

四国電力伊方原発 3 号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを広島、愛媛両県の住民 7 人が求めた仮処分申し立てで、広島地裁は 4 日、差し止めを認めない決定を出した。住民側が主張した耐震設計を上回る地震の発生について、吉岡茂之裁判長は「具体的危険性があるとはいえない」と述べた。住民側は広島高裁に即時抗告する方針。

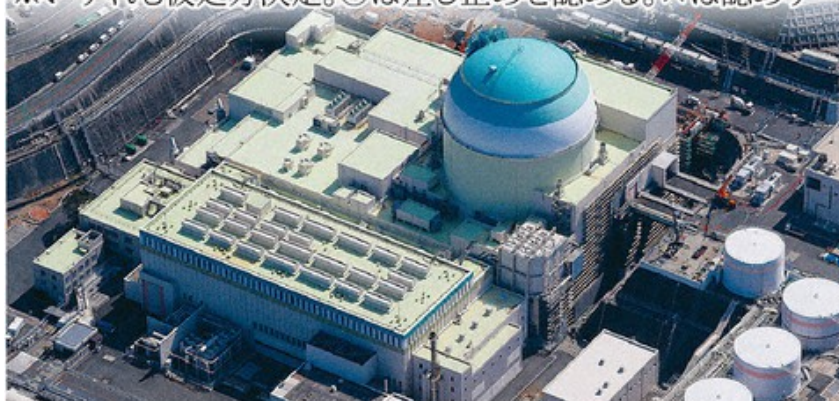
伊方原発を巡っては、広島高裁が 2017 年 12 月と 20 年 1 月、差し止めを命じる仮処分決定を出したが、いずれも高裁の異議審で取り消された。

伊方原発運転差し止め巡る司法判断

今回の申し立ては、耐震設計の目安となる「基準地震動」が妥当かが争点。基準地震動は原発に到来する恐れのある最大の地震の揺れで、四電は

伊方原発の運転差し止めを巡る主な司法判断

※いずれも仮処分決定。○は差し止めを認める。×は認めず



広島高裁 2017年12月	○	過去最大規模だった9万年前の阿蘇山噴火で、火砕流が原発敷地に到達した可能性が小さいとはいえず、立地として不適
高裁異議審 18年9月	×	破局的噴火の発生頻度は著しく低く、社会通念上想定する必要がない。立地は不適ではない
広島高裁 20年1月	○	原発から2キロ以内に活断層がある可能性を否定できず、調査不十分。阿蘇山についても破局的噴火に至らない規模の噴火想定が過小
高裁異議審 21年3月	×	2キロ以内に活断層がないとした評価は不合理ではない。噴火が原発の安全性に影響を及ぼす可能性が具体的に高いとは認められない
広島地裁 21年11月	×	地震の揺れは地盤などで異なる。伊方原発の基準地震動を超える揺れが各地で観測されたからといって、伊方原発に具体的危険があるとはいえない

650ガル（ガルは加速度の単位）と設定し、原子力規制委員会も了承した。

住民側は、16年の熊本地震で1740ガルの地震動が記録されるなど、650ガルを超える揺れが各地で観測されており、伊方原発の耐震設計は「あまりに脆弱（ぜいじゃく）だ」と主張。

東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）など複数の原発で基準地震動を超える揺れが観測されており、予測が困難な地震について原発ごとに基準地震動を設定する仕組み自体が不合理だと訴えていた。

伊方原発と阿蘇山、中央構造線の位置

これに対し、地裁決定は地震の揺れは震源や地盤によって異なり、各地の観測データや他の原発の事例だけでは、伊方原発に危険があるとはいえないと指摘。運転を差し止めるには、基準地震動を超える地震が発生する具体的危険性を住民が証明する必要があると強調し、訴えを退けた。

過去2回の差し止め決定は、原発から約130キロ離れた阿蘇カルデラ（阿蘇山）の噴火や、原発の北側にある中央構造線による地震のリスクを過小評価した、などと指摘していた。



3号機は定期検査に入った19年12月から運転停止中。当初は21年10月に再稼働の予定だったが、同年7月に宿直中の社員が無断外出する保安規定違反が発覚し、延期されている。

【中島昭浩、松本紫帆】

伊方原発 3 号機

四国から九州へ延びる佐田岬半島（愛媛県伊方町）の付け根にあり、瀬戸内海に面して立地する。1994年に運転開始。加圧水型軽水炉で出力89万キロワット。プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料によるプルサーマル発電を行う。1号機は16年、2号機は18年に廃炉が決まり、四国電力で唯一の原発となった。

伊方原発、運転差し止め却下

「実に非科学的」住民団体が批判

2021年11月5日 8時16分 朝日新聞



• 四国電力伊方原発=2020年3月19日、愛媛県伊方町、朝日新聞社ヘリから、堀英治撮影

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求めた愛媛県や広島県の住民らの仮処分申し立てについて、広

島地裁は4日、却下する決定を下した。松山地裁で差し止め訴訟を争う愛媛県内の住民らでつくる「伊方原発をとめる会」はこの決定を批判。一方、四電は「妥当な決定」とコメントした。

決定は「電力会社の想定を超える地震の危険性を住民が明らかにする必要がある」とした。

とめる会の松浦秀人事務局次長は「住民が東日本大震災を予測できたか。実に非科学的で、腹の立つ決定だ。抗告審では人として良識ある判断をしてほしい」と語った。

一方、四電は「3号機の安全性が確保されているとの当社の主張が認められ、妥当な決定をいただいた。3号機は、四国で安定的かつ低廉な電力供給を支える基幹電源。安全対策に不断の努力を重ねる」とした。

伊方町の高門清彦町長は「司法判断についてのコメントは差し控える」としたうえで、「四電に対して、運転・停止のいずれの状態であっても、安全対策に万全を期すよう求めている」。中村時広知事も「四電には慎重かつ細心の注意を払いながら安全確保に努めていただきたい」との談話を出した。

樋口元判事、広島地裁決定は「住民側に無理難題」 伊方原発仮処分

2021年11月4日 22時00分 朝日新聞

戸田和敬



伊方原発3号機の運転差し止めを求めた仮処分決定に際し、広島地裁に入る原告団ら＝2021年11月4日午後1時33分、広島市中区、上田潤撮影



四国電力が再稼働をめざす伊方原発3号機（愛媛県伊方町）をめぐり、広島県と愛媛県の住民7人が運転差し止めを求めた仮処分について、広島地裁（吉岡茂之裁判長）は4日、申し立てを却下する決定を出した。

「差し止めならず」。広島地裁前で住民側の弁護団らがそう伝える旗を掲げると、申立人からは落胆の声が広がった。



住民側は決定後に記者会見した。代理人の河合弘之弁護士は「常識に基づき、分かりやすい問題提起をしたのに科学技術論争に持ち込まれた」と話した。

住民側は原発の技術論ではなく、原発の耐震性の面から運転停止の必要性を簡潔に訴える「樋口理論」を展開した。原発

の安全確保に欠かせない「止める、冷やす、閉じ込める」という3原則を、地震などの自然災害に遭ったときに維持できるのか。電力会社が想定した地震の最大の揺れである基準地震動を基にした設計は、耐震性が十分かを問うものだ。

地裁の決定は、住民側に具体的な危険性の立証を求める内容だった。河合弁護士は「住民側に詳細な地盤特性などを調べて比較することなど不可能なことだ」と憤る。住民側の理論を考えた樋口英明さん（69）は元判事で、福井地裁の裁判長として2014年、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた。

「負けることは想定していなかった。住民側に無理難題を押しつけている。高裁で理論が通り、原発訴訟のパラダイムシフトになることを期待する」と話した。

（戸田和敬）